

農業委員会だより

令和6年8月1日発行
指宿市農業委員会

農地パトロール

(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて「農地パトロール（農地の利用状況調査）」を実施しています。

農地パトロールの際は、農業委員や農地利用最適化推進委員等が調査のために農地内に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査事項

- ・昨年度確認された荒廃農地（遊休農地）の解消状況の把握
- ・新たな荒廃農地（遊休農地）の早期発見
- ・無断転用の調査
- ・農地法に基づく許可等を受けた土地の状況確認（申請の内容どおりに利用されているか等）

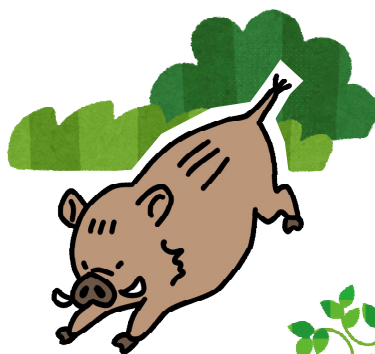
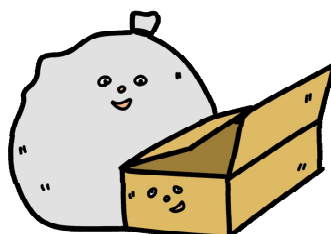
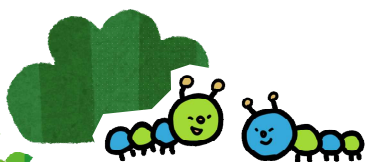
身分証明書を携行
しています



荒廃農地(遊休農地)を無くしましょう

荒廃農地（遊休農地）は、農業生産に欠かせない農地の減少のほか、以下のような様々な問題を誘発させる原因となり、近接の農地や周辺住民の生活環境に大きな支障をきたす恐れがあります。自分の農地は責任を持って管理をしましょう。

- ・ 病虫害の発生
- ・ 水路への悪影響
- ・ 不法投棄の誘発
- ・ 野生鳥獣のひそみ場
- ・ 景観の悪化



家族経営協定が結ばれました

令和6年6月24日、いぶすき農業支援センターにおいて、一組の農家が家族経営協定を締結しました。

県農政普及課、農業委員会会長、市農政部長の立会いのもと、協定書への署名を行い、社会的に認知されたより確かで実効性の高いものとして、協定が成立しました。



締結農家の方からは、「この締結式を区切りに、夫婦で農業経営をより良いものにしていきたい」など、今後の決意が述べられ、立会人からは激励のことばが贈られました。



🔍 家族経営協定とは

農業経営にたずさわる家族一人ひとりが、意欲ややりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

男女の共同参画や法人経営におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現への有効な手段となります。

農用地あっせん情報

令和6年6月25日委員会承認

所 在	地 目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
東方字長鍋	畑	畑	2,090	売渡
十二町字上ノ原	畑	畑	716	貸付
山川小川字中出口	雑種地	畑	770	貸付
西方 (大園原地区 ハウス建設予定 畑かん希望)	希望地目：畑		1,200～1,500 m ² の 農地一筆	借受

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724